

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年2月6日

**【会社名】** 株式会社ヴィア・ホールディングス

**【英訳名】** VIA Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大場 典彦

**【本店の所在の場所】** 東京都文京区関口一丁目43番5号

**【電話番号】** 03-5155-6801（代表）

**【事務連絡者氏名】** 総合政策担当取締役 今井 将和

**【最寄りの連絡場所】** 東京都文京区関口一丁目43番5号

**【電話番号】** 03-5155-6801（代表）

**【事務連絡者氏名】** 総合政策担当取締役 今井 将和

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年2月6日開催の取締役会において、平成26年3月28日開催予定の臨時株主総会において株式会社ヴィア・ホールディングスB種優先株式の発行に必要な定款変更案及び株式会社ヴィア・ホールディングスB種優先株式の発行に係る議案が承認されること、同日開催予定の普通株主による種類株主総会において上記定款変更案が承認されること、並びに、上記定款変更案を承認する旨のA種優先株式の株主による種類株主総会決議が行われることその他法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件として、第三者割当による株式会社ヴィア・ホールディングスB種優先株式の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号に基づき臨時報告書を提出します。

## 2【報告内容】

### 1. 株式の種類及び銘柄

#### (1) 種類及び銘柄

株式会社ヴィア・ホールディングスB種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）

#### (2) 本優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与される。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合がある。

本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされた本優先株式に係る5.(2)に定める基準価額の総額を、下記の転換価額で除して算出される。転換価額は、下記の通り6か月に1回の頻度で修正される。

毎年4月1日及び10月1日における時価（同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。））に相当する金額に修正される。

上記の取得価額は、453円を下限とする。

上記 ないし の詳細は、下記5.(7)参照。

### 2. 発行数

1,000株

### 3. 発行価格及び資本組入額

- (1) 発行価格 1株につき1,000,000円
- (2) 資本組入額 1株につき 500,000円

### 4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

- (1) 発行価額の総額 1,000,000,000円
- (2) 資本組入額の総額 500,000,000円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、500,000,000円です。

なお、当社は、平成26年2月6日開催の取締役会において招集を決議し平成26年3月28日開催予定の臨時株主総会において承認されることその他法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件として、本優先株式の払込期日（平成26年3月31日）に、資本金及び資本準備金をそれぞれ1,669,680,800円及び102,006,550円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定しております。

### 5. 株式の内容

#### (1) 優先配当金

##### B種優先配当金

当社は、剰余金の配当（9月30日を基準日として行うものを除く。）を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき本5.(1)に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（本5.(1)に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金（本5.(1)に定義する。以下同じ。）を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき、85,000円（ただし、平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当金の額は、1株につき、0円）とする。

#### 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度にかかるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率8.5%（以下「B種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「B種優先累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

#### 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（B種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

#### 優先順位

A種優先株式及び本優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

## (2) 残余財産の分配

### 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

#### (基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額

$$= 1,000,000円 + B種優先累積未払配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額$$

上記算式における「B種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、本5.(1)に従い計算される額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかるB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるB種優先配当金の不足額（ただし、B種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、1,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に支払われた配当（B種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるB種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

## 優先順位

A種優先株式及び本優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

## (3) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## (4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

## (5) 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、平成26年4月1日以降いつでも、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、本優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。本優先株式1株あたりの取得価額は、本5.(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、本5.(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

## (6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成27年4月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分の方法による。

本優先株式1株あたりの取得価額は、本5.(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、本5.(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

## (7) 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、本5.(7)に定める取得を請求することができる期間中、本5.(7)に定める条件で、普通株式を対価として本優先株式を取得することを請求することができる。

取得を請求することができる期間

平成26年4月1日以降

取得と引換えに交付すべき財産

1. 当社は、B種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有する本優先株式を取得すると引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \left( \text{B種優先株主が取得を請求した本優先株式の} \right) \div \text{本5.(2)に定める基準価額の総額} \div \text{転換価額}$$

なお、上記の基準価額の算出においては、本5.(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

## II. 転換価額

## イ 当初転換価額

当初転換価額は、906円とする。

## ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成26年10月1日以降の毎年4月1日及び10月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

## ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の

普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

## 6. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者（以下「割当先」といいます。）に以下の通り割り当てます。

株式会社日本政策投資銀行 本優先株式 1,000株

## 7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

## 8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

## 9. 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	1,000百万円
発行諸費用の概算額	90百万円
差引手取概算額	910百万円

（注）発行諸費用の概算額のうち主なものは、本優先株式の発行等に関するアドバイザーフィー等(83百万円)、登録免許税、臨時株主総会開催費用です。

## (2) 調達する資金の具体的な用途

本優先株式の発行により調達する資金は、全額を新規出店投資（備長扇屋等20店舗）及びリニューアル等の既存店改装投資（10店舗）に充当する予定です。

## (3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行により調達する資金は、平成26年4月～平成27年3月に支出する予定です。

なお、調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

## 10. 新規発行年月日（払込期日）

平成26年3月31日（予定）

## 11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

## 12. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

## (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（本優先株式）の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、資金調達に向けて、借入やエクイティ・ファイナンス等の具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。平成25年3月31日時点で自己資本比率が18.7%、営業キャッシュ・フロー対有利子負債比率が7.0といった水準にあることから、現時点での借入による資金調達は見送ることといたしました。一方で、A種優先株式の償還が平成26年9月30日より開始することにより自己資本の増強が必要という観点から、普通株式による公募増資及び第三者割当増資、並びに優先株式による第三者割当増資を検討してまいりました。

当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の発行予定額の確保に不確実性があり、また普通株式による第三者割当増資は、割当先や引受額といった検討のなかで実現可能性が低いと判断いたしました。こうしたなか、優先株式による第三者割当増資によれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、現金償還を前提とした設計であれば、発行予定額の確保が見込めることから、優先株式による資金調達を採用いたしました。

本優先株式は、現金償還を前提とした設計となっており、普通株式を対価とする取得請求による普通株式の希薄化が極力抑制された内容であること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、財務体質の強化により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

## (2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（本優先株式）に表示された権利の行使に関する事項

合意による普通株式を対価とする取得請求の制約について

割当先と本日付で締結した投資契約において、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- I. 当社がその義務（本(2) 記載の投資契約における当社の義務。本(2)において同じ。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）
- II. 当社が投資契約に定める表明保証（投資契約締結によりその他の契約の違反を生じさせる事項の不存在、割当先に対して開示している情報以外に財政状態に重大な悪影響を及ぼす事項の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証）に違反した場合（但し、軽微なものを除く。）
- III. 本優先株式に対する剰余金の配当が、連続する2事業年度を通じて一度も行われなかった場合
- IV. 本(2) I、乃至VII記載の事由が発生した日から6ヶ月間が経過した場合

合意による金銭を対価とする取得請求の制約について

本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、割当先との投資契約において、下記のいずれかの事由に該当する場合に限り、その行使が可能とされています。なお、IVからVIIの事由に該当する場合については、既存のA種優先株主又はその関係会社がA種優先株式を保有しているときには、平成28年10月1日までの期間については、行使できないものとされています。

- I. 本優先株式の発行日から5年が経過した場合
  - II. 当社がその義務（本(2) 記載の投資契約における当社の義務。本(2) において同じ。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）
  - III. 当社が投資契約に定める表明保証（投資契約締結によりその他の契約の違反を生じさせる事項の不存在、割当先に対して開示している情報以外に財政状態に重大な悪影響を及ぼす事項の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証）に違反した場合（但し、軽微なものを除く。）
  - IV. 事業年度の末日を基準として、(i)本優先株式の取得価額の総額と残存するA種優先株式の任意償還額（当該事業年度に係る優先配当金の不足額についても含まれるものとして算定する額とする。）の総額の合計が、(ii)当社の分配可能額から当該事業年度の末日を基準日として普通株式に対して支払われる予定の剰余金の配当額を控除した額を上回ることとなった場合
  - V. 当社の各事業年度末日及び第2四半期の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額が平成25年3月期比80%の金額を下回った場合
  - VI. 平成26年度3月期以降の各年度の決算期における連結経常損益が損失となった場合
  - VII. 当社の各事業年度末における連結のレバレッジ・レシオ（有利子負債合計額 / （経常損益 + 減価償却費（のれん償却費を含む）））の数値が8.0を超える場合
- 割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、割当先による普通株式及び金銭を対価とする取得請求にそれぞれ制約を設けた上で、金銭を対価とする取得請求に対応する分配可能額を確保するための合理的な努力を行うものとしております。また、当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、当社は割当先に対し主に次に掲げる事項を遵守することとしております。

- I. 当社グループの主たる事業を営むにあたり、必要な許可等を維持すること、並びに主たる事業内容を変更しないこと。
- II. 当社のグループ構成を維持し、割当先の事前承諾なしにグループ内以外の重要な組織再編を行わないこと、並びに減資、合併、事業譲渡及び重要な資産の譲渡等の重大な変更を行わないこと。
- III. 当社は割当先の事前承諾なしに資本構成の重大な変更を自ら行わないこと。
- IV. 発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、本優先株式の全てについて取得請求を行った場合に割当先が取得することとなる普通株式数を超えている状態を維持すること
- V. 普通株式への配当後の分配可能額が本優先株式の払込金額の総額に累積未払B種優先配当金の総額（本優先株式の発行要項に従って計算される。）を加算した金額を下回ることとなるような剰余金の配当を行わないこと。
- VI. 法令及び投資契約に定める場合のほか、割当先の承諾なく自己株式の取得を行わないこと。
- VII. 当社は割当先の事前承諾なしに各事業年度末日における有利子負債残高が前事業年度末日の残高を上回るような借入又は社債の発行を行わないこと。

### (3) 当社の株券の売買に関する事項についての取得者（割当先）との間の取決めの内容

割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を必要としております。

(4) 当社の株券の賃借に関する事項についての割当予定先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

(5) その他投資者の保護を図るため必要な事項

単元株式数

本優先株式の単元株式数は1株であります。

議決権の有無及び内容の差異並びに理由

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しています。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式ですが、本優先株式は、株主総会において議決権を有しません。これは、本優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権を付さないこととしたものであります。

種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

13. 保有期間その他の本優先株式に係る株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

なお、割当先の本優先株式の保有方針については、下記15.(1)eをご参照下さい。

14. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

(1) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡制限

該当事項はありません。

(2) 合意による普通株式を対価とする取得請求及び金銭を対価とする取得請求の制約について

上記12.(2)をご参照下さい。

15. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社日本政策投資銀行	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 徹	
	資本金の額	1兆2,069億5,300万円	
	事業の内容	金融保険業	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第5期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
	半期報告書 事業年度 第6期中間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	平成25年12月20日 関東財務局長に提出	
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数(平成25年9月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成25年9月30日現在)	該当事項はありません。
	人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	資金関係		

		当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	技術又は取引等の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
c . 割当予定先の選定理由		フィナンシャル・アドバイザーとも相談の上で、同種の優先株式に係る投資実績や高い信用力のある割当候補先を検討する中で、当社グループの経営状況等についてご理解いただいております。また、当社グループの事業内容及び将来性を高く評価いただいている株式会社日本政策投資銀行を割当先として選定いたしました。
d . 割り当てようとする株式の数		本優先株式 1,000株
e . 株券等の保有方針		当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有し、基本的に、現金対価とする取得請求による現金償還を選択する方針と理解しております。また、仮に、取得請求権の行使によって普通株式が交付された場合でも、交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。 なお、割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を必要としております。また、割当先からは、発行日から2年以内に本優先株式又は本優先株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。
f . 払込みに要する資金等の状況		当社は、割当先が平成25年6月27日付で関東財務局長宛に提出している有価証券報告書に記載の貸借対照表に現金預け金154,564百万円（平成25年3月31日）と記載されており、割当先が本件第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。
g . 割当予定先の実態		割当先は、株式会社日本政策投資銀行法に基づき長期の事業資金に係る投融資業務等を行うことを目的として設立された全額政府出資の株式会社であり、特定団体等とは一切関係がないことをヒアリング等を通じて確認しております。

### (2) 株券等の譲渡制限

割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を必要としております。

### (3) 発行条件に関する事項

当社は、本優先株式の優先配当率（8.5%）、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（割当先との投資契約における条件を含む。）は概ね合理的とされるレベルにあり、資金調達の方法として現時点において最良の選択肢と判断しております。

また、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、第三者機関である野村證券株式会社に本優先株式の価格算定を依頼し、株式価値算定書を受領いたしました。なお、野村證券株式会社は、本優先株式の価格算定にあたって、当社普通株式の株価、当該株価のボラティリティ、当社の信用リスク、資産状態、収益状況、優先配当率、取得請求権、取得条項等を考慮し、一般的な価格算定モデルを用いて価格算定を行っております。

本優先株式の払込金額は、上記株式価値算定書における評価額の範囲内であるため、本優先株式の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本優先株式の当初転換価額は906円（本日の東証における終値の105%）となります。本優先株式の転換価額は、平成26年10月1日以降、毎年4月1日と10月1日において時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。））とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の50%（下限転換価額）となっております。

優先配当率を含む本優先株式の詳細につきましては、上記5.をご参照下さい。

#### (4) 大規模な第三者割当に関する事項

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、1,103,752株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の4.54%（小数点以下第3位を四捨五入））、議決権数では11,037個（本優先株式発行前の総議決権数の4.54%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付され、下限転換価額（当初転換価額の50%）で取得請求権が行使された場合、2,207,505株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の9.07%（小数点以下第3位を四捨五入））、議決権数では22,075個（本優先株式発行前の総議決権数の9.07%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。

なお、交付される普通株式の数については、優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。

また、仮に未払いの優先配当金が12年以上累積し、かつ、下限転換価額で取得請求権が行使された場合、希薄化率が25%以上となる可能性があります。

上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになります。

#### (5) 第三者割当後の大株主の状況

##### 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)
横川 紀夫	東京都渋谷区	3,555	14.61	3,555	14.61
アサヒビール(株)	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	3,192	13.12	3,192	13.12
(株)J・M・T	東京都港区東新橋1-10-1-4603	2,071	8.52	2,071	8.52
(株)H S M	東京都中野区東中野3-4-8-106	1,879	7.73	1,879	7.73
(株)W & E	東京都港区西麻布3-2-26-301	1,875	7.71	1,875	7.71
(株)大光	岐阜県大垣市浅草2-66	1,199	4.93	1,199	4.93
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING (常任代理人 野村證券(株))	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	854	3.51	854	3.51
(株)エム・ティ・ケイ	東京都渋谷区代々木4-44-3	664	2.73	664	2.73
大関(株)	兵庫県西宮市今津出在家町4-9	615	2.53	615	2.53
(株)エス・エイチ・コー ポレーション	東京都渋谷区神宮前2-4-11	505	2.08	505	2.08

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 本優先株式は、株主総会における議決権がなく、本優先株式割当後の普通株式における総議決権数に対する所有議決権数の割合の変更はありません。

##### A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)
アサヒビール(株)	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	2,400		2,400	

## 本優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)
(株)日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町 1-9-6			1,000	

(参考) 本優先株式の全てについて普通株式対価取得請求権が行使された後の大株主の状況

## 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)
横川 紀夫	東京都渋谷区	3,555	14.61	3,555	13.40
アサヒビール(株)	東京都墨田区吾妻橋 1-23-1	3,192	13.12	3,192	12.03
(株)日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町 1-9-6			2,207	8.32
(株)J・M・T	東京都港区東新橋 1-10-1-4603	2,071	8.52	2,071	7.81
(株)H S M	東京都中野区東中野 3-4-8-106	1,879	7.73	1,879	7.08
(株)W & E	東京都港区西麻布 3-2-26-301	1,875	7.71	1,875	7.07
(株)大光	岐阜県大垣市浅草 2-66	1,199	4.93	1,199	4.52
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING (常任代理人 野村證券(株))	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋 1-9-1)	854	3.51	854	3.22
(株)エム・ティ・ケイ	東京都渋谷区代々木 4-44-3	664	2.73	664	2.50
大関(株)	兵庫県西宮市今津出在家町 4-9	615	2.53	615	2.32
(株)エス・エイチ・コー ポレーション	東京都渋谷区神宮前 2-4-11	505	2.08	505	1.90

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、優先配当金に未払いが生じないと仮定して、本優先株式の下限転換価額(453円)で全ての本優先株式について当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されたとした場合に交付される普通株式数(2,207,505株)及びかかる場合における議決権数(22,075個)を基準としております。

## (6) 大規模な第三者割当の必要性

上記15.(4)に記載のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

本優先株式の発行は、当社における継続的な新規出店及び店舗改装による安定的且つ長期的な成長の実現には必要不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び

上記14.(2)に記載のとおり、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に

議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

また、本優先株式発行については、平成26年3月28日開催の臨時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。

(7) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(8) その他参考になる事項

該当事項はありません。

16. 平成26年2月6日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数

普通株式	24,329,600株
A種優先株式	2,400株
資本金の額	2,769,680,800円